



島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第77号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

- | | | |
|---|-----------|---|
| 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第4項に規定する身分証明書の様式の廃止 | （食料安全推進課） | 2 |
| 島根県建設工事入札結果等閲覧規程の一部改正 | （土木総務課） | 2 |
| 港湾施設の概要の一部改正 | （港湾空港課） | 2 |

【公 告】

- | | | |
|----------------------------------|---------|---|
| 湖沼水質保全特別措置法の規定による湖沼水質保全計画の策定（2件） | （環境政策課） | 5 |
|----------------------------------|---------|---|

【正 誤】

- | | | |
|-------------------------|----------|---|
| 平成13年3月30日付け島根県報号外第46号中 | （教育庁総務課） | 5 |
|-------------------------|----------|---|

告 示**島根県告示第268号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第4項に規定する身分証明書の様式（平成22年島根県告示第137号）は、廃止し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第269号

島根県建設工事入札結果等閲覧規程（昭和57年島根県告示第648号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第3号中「及び最終入札結果（建設工事にあつては、一般競争入札又は指名競争入札の経緯、最終入札結果及び予定価格）」を「、最終入札結果及び予定価格」に改める。

第9条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の島根県建設工事入札結果等閲覧規程の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告が行われる一般競争入札又は入札参加者の指名が行われる指名競争入札に係る入札結果等に関する書類について適用し、同日前に入札の公告が行われた一般競争入札又は入札参加者の指名が行われた指名競争入札に係る入札結果等に関する書類については、なお従前の例による。

島根県告示第270号

港湾施設の概要（昭和54年島根県告示第960号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

2 西郷港の表を次のように改める。

2 西郷港（重要港湾）

区 分	種 類	名 称	位 置 〔 図対象 番 号 〕	数 量	能 力
水域施設	泊地	東郷泊地	A-2-1	331,400㎡	-9.0m
		飯田1号泊地	A-2-2	250,600㎡	-5.0m
		飯田2号泊地	A-2-3	1,260㎡	-5.0m
		飯田3号泊地	A-2-4	2,450㎡	-6.5m
		津井泊地	A-2-5	20,000㎡	-7.5m
外郭施設	防波堤	本港防波堤	B-1-1	3m	

		飯田防波堤	B-1-2	15m		
		津井防波堤	B-1-3	65m		
		本港防波堤(東)(1)	B-1-4	80m		
		本港防波堤(東)(2)	B-1-5	120m		
		飯田防波堤(2)	B-1-6	40m		
	護岸	1号護岸	B-5-1	113m		
		15号護岸	B-5-15	574m		
		16号護岸	B-5-16	189m		
		飯田護岸	B-5-19	146m		
		東町2号護岸	B-5-21	27m		
		21号護岸(道路護岸)	B-5-28	28m		
		22号護岸(環境整備護岸)	B-5-29	263m		
		25号護岸(用地護岸)	B-5-31	26m		
	水門	東郷樋門	B-9-1	2m		
係留施設	岸壁	東町岸壁	C-1-3	83m	-5.0m	
		飯田1号岸壁	C-1-4	115m	-5.0m	
		飯田2号岸壁	C-1-5	135m	-6.0m	
		飯田3号岸壁	C-1-6	110m	-6.5m	
		津井岸壁	C-1-7	190m	-7.5m	
		本港1号岸壁(耐震)	C-1-8	130m	-6.5m	
		本港2号岸壁	C-1-9	87m	-6.5m	
		徳畑建設専用岸壁	C-1-10	127m	-4.0m	
	栈橋	中国電力西郷発電所栈橋	C-4-2	90m	-5.0m	
		東町栈橋	C-4-3	180m	-4.0m	
		本港2号栈橋	C-4-4	40m	-6.5m	
		本港3号栈橋	C-4-5	30m	-6.5m	
		本港4号栈橋	C-4-6	25m	-6.5m	
	浮栈橋	本港浮栈橋	C-5-1	145m	-6.5m	
	物揚場	東町物揚場	C-6-1	63m	-4.0m	
		本港物揚場	C-6-2	27m	-4.0m	
		小田物揚場	C-6-3	263m	-4.0m	
		飯田物揚場	C-6-4	31m	-2.5m	
		津井物揚場	C-6-5	58m	-2.0m	
		東町2号物揚場	C-6-6	72m	-2.0m	
		飯田船だまり物揚場	C-6-7	46m	-2.0m	
		飯田船揚場	C-7-1	20m	-2.5m	
	臨港交通施設	臨港道路	本港臨港道路	D-1-1	9m×290m	
			東町臨港道路	D-1-2	3m×240m	
			小田臨港道路	D-1-3	8m×38m	
			飯田臨港道路	D-1-4	6m×484m	
			飯田南臨港道路	D-1-5	7m×303m	

		本港第二臨港道路	D-1-6	9m×368m		
		東町第二臨港道路	D-1-7	5m×84m		
		飯田船だまり物揚場道路	D-1-8	4m×7m		
		本港第三臨港道路	D-1-9	6m×357m		
	トンネル	宇屋トンネル	D-3-1	7m×255m		
		風早トンネル	D-3-2	7m×95m		
	橋梁	飯田1号橋梁	D-5-1	12m×5m		
		飯田2号橋梁	D-5-2	30m×4m		
		本港1号橋梁(新永代橋)	D-5-3	6m×45m		
		西郷東大橋	D-5-4	7m×253m		
	駐車場	本港第一駐車場	D-4-1	1,327㎡		
		本港第二駐車場	D-4-2	1,288㎡		
		本港第三駐車場	D-4-3	711㎡		
本港第四駐車場		D-4-4	1,379㎡			
荷さばき施設	上屋	東町県営上屋	F-5-1	510㎡		
旅客施設	固定式	西郷港旅客乗降施設	G-1-1	41m		
		西郷港高速船乗降施設	G-1-2	20m		
	待合所	西郷港旅客上屋	G-4-1	1,968㎡		
		西郷港第2旅客上屋	G-4-2	201㎡		
保管施設	倉庫	小田木材倉庫	H-1-1	302㎡		
	野積場	本港1号野積場	H-2-1	810㎡		
		本港2号野積場	H-2-2	927㎡		
		小田野積場	H-2-3	3,692㎡		
		津井物揚場野積場	H-2-4	127㎡		
		飯田1号野積場	H-2-5	4,414㎡		
		飯田2号野積場	H-2-6	4,182㎡		
		飯田3号野積場	H-2-7	4,642㎡		
	津井野積場	H-2-8	3,450㎡			
危険物置場	小田石油倉庫	H-5-1	678㎡			
船舶役務用施設	給水施設	本港1号給水	I-1-1	1箇所		
		本港2号給水	I-1-2	1箇所		
		本港3号給水	I-1-3	1箇所		
		保安署給水	I-1-4	1箇所		
港湾管理施設	港湾管理事務所	西郷港港湾管理事務所	N-1-1	13㎡		

5 松江港の表臨港交通施設の部道路の項中

馬潟臨港道路	D-1-3	7m×312m
馬潟臨港道路	D-1-4	9.5m~13m×680m

を

馬潟第一臨港道路	D-1-3	7m×381m
馬潟第二臨港道路	D-1-4	9.5m~13m×910m

に改める。

公 告

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項の規定により、宍道湖に係る湖沼水質保全計画を定めたので、同条第7項の規定により公表する。

なお、この計画は、登載を省略し、島根県環境生活部環境政策課、松江保健所、雲南保健所及び出雲保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項及び第2項の規定により、中海に係る湖沼水質保全計画を定めたので、同条第7項の規定により公表する。

なお、この計画は、登載を省略し、島根県環境生活部環境政策課、松江保健所、雲南保健所及び出雲保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

正 誤

平成13年 3 月30日付け島根県報号外第46号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県教育委員会規則第5号中	島根県教育委員会委員長	島根県教育委員会教育長